

木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会幹事会 規程 改訂（案）

（趣旨）

第 1 条 本規程は、「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会」（以下「協議会」という）規約第 6 条第 2 項に基づき、「木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会幹事会」（以下、「幹事会」という）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（業務）

第 2 条 本幹事会は、協議会の指示を受け、協議会に関する必要な事項について、協議又は調整するものとする。

2 幹事会は、協議会の運営に必要な情報交換、調査、分析、減災対策等の各種検討、調整を行うものとする。

（幹事会の構成）

第 3 条 幹事会は、別紙 1 に掲げる者をもって構成する。

2 ブロック毎にブロック長、副ブロック長を置く。任期は 2 年とし、ブロック長、副ブロック長は幹事会構成員の互選によってこれを定める。

（幹事会の開催）

第 4 条 幹事会の会議（以下「会議」という）は、ブロック長が必要に応じて随時開催する。構成員は、本務のためやむを得ない場合は代理人を出席させることができる。

2 ブロック長は会議を主催し、会議の議長を務める。

3 副ブロック長は、ブロック長を補佐し、ブロック長に事故があるときは、その職務を代理する。

（専門部会）

第 5 条 幹事会は必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、ブロック長が別に定める。

（関係者の出席）

第 6 条 ブロック長は必要に応じて関係職員等の出席を求めることができる。

（報告）

第 7 条 ブロック長は、幹事会の協議及び結果について協議会へ報告するものとする。

2 協議会の報告にあたっては、各ブロック合同で協議又は調整するものとする。

（庶務）

第 8 条 幹事会の庶務は、規約第 10 条に規定する事務局において処理する。

（補則）

第 9 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、幹事会で定めるものとする。

（附則）

第 10 条 本規程は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

平成 29 年 5 月 30 日一部改訂

平成30年 6月 1日一部改訂
令和 元年 5月29日一部改訂
令和 2年10月16日一部改訂
令和 3年 2月15日一部改訂

三重県・京都圏域ブロック

■ 構成員

構成※	構成機関名	幹事会構成員	水防法第 15 条の 9、第 15 条の 10 に基づく構成員	淀川流域治水協議会規約第 3 条の 2 に基づく構成員
○	伊賀市	建設部 企画管理課長	○	○
		総合危機管理課長	○	○
		健康福祉部 地域包括支援センター所長	○	—
		上下水道部 下水道課長	○	○
◎	名張市	都市整備部 道路河川室長	○	○
		維持管理室長	—	○
		危機管理室長	○	—
		福祉子ども部 介護・高齢支援室長	○	—
		地域包括支援センター長	○	—
	津市	建設部 河川排水推進室長	○	○
		危機管理部 防災室長	○	○
	笠置町	建設産業課長	○	○
		総務財政課長	○	—
		保健福祉課長	○	—
	南山城村	建設水道課長	○	○
		総務課長	○	—
		保健福祉課長	○	—
	三重県 県土整備部	河川課 河川計画班長	—	○
	三重県 伊賀建設事務所	事業推進室 流域課長	○	—
	三重県 伊賀地域防災総合事務所	地域調整防災室 地域防災課長	○	—
	三重県 津建設事務所	事業推進室 流域二課長	○	—
	三重県 津地域防災総合事務所	地域調整防災室 県民防災課長	○	—
	京都府 建設交通部	河川課 計画係長	—	○
	京都府 山城南土木事務所	河川砂防課長	○	—
	木津川ダム総合管理所	副所長（管理課長）	○	○
	津地方気象台	防災管理官	○	—
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局 水源林業務課長	—	○

	西日本旅客鉄道株式会社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 安全推進室 担当室長	—	○
	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部 施設部長	—	○
	伊賀鉄道株式会社	伊賀鉄道株式会社 鉄道営業部長	—	○
	淀川ダム統合管理事務所	副所長（防災情報課長）	○	○
	木津川上流河川事務所	副所長（工務課長、管理課 長、調査課長）	○	○
	紀伊山系砂防事務所	副所長（調査課長）	○	○

※構成 ◎：ブロック長、○副ブロック長

■事務局

名張市

三重県 伊賀建設事務所

※木津川上流河川事務所（全体窓口）

奈良圏域ブロック

■構成員

構成※	構成機関名	幹事会構成員	水防法第 15 条の 9、第 15 条の 10 に基づく構成員	淀川流域治水協議会規約第 3 条の 2 に基づく構成員
	曽爾村	地域建設課長	○	○
		総務課長	○	—
		保健福祉課長	○	—
○	山添村	農林建設課長	○	○
		保健福祉課長	○	—
		総務課参与	○	—
◎	宇陀市	建設部 建設課長	○	○
		総務部 危機管理課長	○	—
		健康福祉部 介護福祉課長	○	—
	御杖村	産業建設課長	○	○
		総務課長	○	—
		保健福祉課長	○	—
	奈良県 県土マネジメント部	河川整備課 主幹	—	○
	奈良県 奈良土木事務所	計画調整課長	○	—
	奈良県 宇陀土木事務所	主幹	○	—
	木津川ダム総合管理所	副所長（管理課長）	○	○
	奈良地方气象台	防災管理官	○	—
	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局	国立研究開発法人森林研究・整備機構 森林整備センター近畿北陸整備局 水源林業務課長	—	○
	西日本旅客鉄道株式会社	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部 安全推進室 担当室長	—	○
	近畿日本鉄道株式会社	近畿日本鉄道株式会社 大阪統括部 施設部長	—	○
	淀川ダム統合管理事務所	副所長（防災情報課長）	○	○
	木津川上流河川事務所	副所長（工務課長、管理課長、調査課長）	○	○
	紀伊山系砂防事務所	副所長（調査課長）	○	○

※構成 ◎：ブロック長、○副ブロック長

■事務局

宇陀市

奈良県 県土マネジメント部 河川整備課

奈良県 県土マネジメント部 砂防・災害対策課
※木津川上流河川事務所（全体窓口）